

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2950号及び第2951号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第2950号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第2951号では、横浜市長が行った個人情報開示決定は妥当であると判断していません。

### 1 答申の件名

- (1) 「横浜市道等払下げのための事前調査依頼の取下げについて（栄区30-06）（令和元年度道路第965号）」「横浜市道等払下げのための事前調査の回答及び道路の改廃手続等について（栄区-R1-05）（令和元年度道路第994号）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申【答申第2950号】
- (2) 「令和2年度戸地振第376号「（広聴案件「市政ダイレクト広聴2020-900003」の処理について）の区政推進課合議について」」の個人情報開示決定に対する審査請求についての答申【答申第2951号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2950	令和2年7月20日	令和2年8月12日	令和2年8月20日	令和2年9月18日	個人	市長
2951	令和2年8月5日	令和2年8月19日	令和2年9月14日	令和2年10月14日	個人	市長

### 3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 （対象保有個人情報）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2950	「横浜市道等払下げのための事前調査依頼の取下げについて（栄区30-06）（令和元年度道路第965号）」（以下「文書1」という。）及び「横浜市道等払下げのための事前調査の回答及び道路の改廃手続等について（栄区 R1-05）（令和元年度道路第994号）」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示  <b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に該当</b>  ・ <b>個人の氏名</b>  （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）  <b>情報公開条例第7条第2項第4号に該当</b>	原処分妥当

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会の結論
		<p>・ 法人代表者印の印影</p> <p>(開示することにより法人の財産権が侵害されるため。)</p>	
2951	<p>「令和2年度戸地振第376号 「(広聴案件「市政ダイレクト 広聴2020-900003」の処理について)の区政推進課合議について」(以下「本件保有個人情報」という。)</p>	<p>個人情報開示</p> <p><b>横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)第25条第1項に基づき全部開示</b></p> <p>(本件保有個人情報を特定して行った決定について、他にも特定すべき保有個人情報があるという趣旨で審査請求が提起されたもの。)</p>	原処分妥当

#### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2950	<p><b>《横浜市の市道の払下げに係る事務について》</b></p> <p>横浜市の市道の払下げを受けようとする者(以下「払下げ希望者」という。)は、道路変更手続要綱(平成16年2月25日制定。以下「要綱」という。)第2条第1項に基づき、横浜市に対して「横浜市道等払下げのための事前調査依頼書」(以下「事前調査依頼書」という。)を提出し、事前の調査を依頼する必要がある。この依頼は、道路局道路部路政課(以下「路政課」という。)で受け付けている。</p> <p>当該依頼を受けた路政課では、現地調査等の方法により事前調査を実施し、払下げ希望者に対して当該依頼に対する回答を行う。なお、この回答は、払下げに係る条件等を記載した「横浜市道払下げのための事前調査回答書」(以下「事前調査回答書」という。))によって行う(要綱第5条第1項第2号)。</p> <p>当該回答を受けた払下げ希望者は、事前調査回答書の記載及び要綱の規定に従い、払下げを受けようとする市道に隣接する土地の所有者の同意を得る等の手続等を行った上で、路政課に対して、道路変更申請書を提出する(要綱第10条)。</p> <p>道路変更申請書の提出を受けた路政課では、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項により準用される同法第8条第2項に基づいて横浜市の議決を経る等の必要な手続を行った上で、払下げに係る市道を廃止し、その旨を告示する。当該告示の日から2か月間の管理期間の後、財産管理部署へ所管換手続を行い、当該財産管理部署が、払下げ希望者との間で契約手続をして払下げを行う。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>ア 本件請求に対し、実施機関は、本件審査請求文書を特定し、これらのうち、個人の氏名及び法人代表者印の印影を除く部分を開示した。</p> <p>イ 本件審査請求文書のうち、文書1は、特定法人が提出した取下書の処理をするために実施機関が作成した起案文書である。なお、当該取下書は、栄区笠間二丁目特定番地1、特定番地2、特定番地3及びこれらに接する市有地(以下「本件市有地等」という。)上の市道について、当該特定法人が特定年月日2に行った事前の調査の依頼を取り下げるために提出されたものである。</p> <p>文書1は、文書番号、作成課、件名等が記載された起案用紙、当該特定法人が提出した取下書並びに取下げに係る事前調査依頼書及びその添付文書からなる。</p> <p>ウ 本件審査請求文書のうち、文書2は、特定法人が特定年月日3に行った事前の調査の依頼に対し、実施機関が回答をするために作成した起案文書である。</p> <p>文書2は、文書番号、作成課、件名等が記載された起案用紙、当該特定法人に交付した</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2950</p>	<p>事前調査回答書の写し及びその案並びに回答に係る事前調査依頼書及びその添付文書からなる。</p> <p>エ これに対し、審査請求書及び反論書の記載から、審査請求人は、本件審査請求文書以外にも、特定法人等からの相談に関する行政文書（以下「相談記録」という。）及び当該相談に係る案件に関する路政課の担当者の変更に係る引継ぎに関する行政文書（以下「引継ぎ文書」という。）があると考えられるのに、それらが特定されていないと主張しているものと解される。そこで、本件審査請求文書の特定の妥当性について、以下検討する。</p> <p>なお、本件審査請求文書のうち、非開示とした個人の氏名及び法人代表者印の印影については、審査請求書及び反論書の記載から審査請求人が開示を求めていると解されるため、当審査会では判断しないこととする。</p> <p><b>《本件審査請求文書の特定の妥当性について》</b></p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書以外に、審査請求人が求める文書を作成又は取得しておらず、保有していないと主張している。そこで、当審査会で実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 相談記録の不存在について</p> <p>路政課では、払下げに係る手続について相談された場合、要綱の内容を説明することとしているので、担当者によって相談に対する回答の内容が異なることはない。そして、市道の払下げに係る相談の件数が多いため、全ての相談について記録を残すことは困難である。</p> <p>これらのことから、要綱の内容に沿った説明をする等の一般的な対応をした場合には、相談に係る行政文書を作成することはない。</p> <p>本件市有地等について、路政課の担当者は、電話や面会の方法により、市道の払下げを受けたい旨の特定法人からの相談並びにこれに関連する審査請求人等からの相談及び苦情を受けていた。そして、これらの相談に対しては要綱の内容に沿って手続を説明しており、特定法人の来訪等に係る審査請求人等からの苦情については、特定法人に意見を伝える旨を回答する等の一般的な対応をしたものであるから、実施機関では、電話メモや面会メモ等といった相談記録を作成していない。また、特定法人や審査請求人等が作成した相談の記録を提供されたこともないので、相談記録の取得もしていない。</p> <p>(イ) 引継ぎ文書の不存在について</p> <p>特定年度1から特定年度4までの間での担当職員の変更は、一度である。この変更に当たり、前任の担当者は、引継ぎ事項を記載した資料（以下「引継ぎ資料」という。）を作成している。しかし、引継ぎ資料は本件市有地等に係る事項が記載されておらず、引継ぎ文書に当たらないことから、実施機関では、対象行政文書として特定しなかった。</p> <p>引継ぎ資料に本件市有地等に係る事項が記載されていないのは、担当職員の変更が路政課の内部で行われたものであり、個別の相談に係る過去の経緯等を確認する必要がある場合、新任の担当者は、その場で前任の担当者に確認することができるため、個別の相談への対応に関しては、引継ぎ資料に記載しなくても、口頭で引継ぎをすれば十分だと判断したためである。また、引継ぎ資料は、引き継ぐ事務に関する重要な事項を説明するために作成されているところ、本件市有地等に係る相談及び苦情については、一般的な対応をしたものであったことから、引継ぎ資料に記載する必要はなかった。</p> <p>(ウ) その他の行政文書について</p> <p>特定法人から提出された事前調査依頼書及び取下書は、收受印を押して管理していることから、文書を提出された場合の受付記録は作成していない。</p> <p>また、本件市有地等に係る相談や事前の調査の依頼について、路政課の内部で打合せをしたことはあるが、事前の調査の依頼に係る手続の内容の確認等を口頭で行ったものであり、議事録等の行政文書を作成していない。</p> <p>(エ) よって、実施機関では、本件審査請求文書以外に、審査請求人が求める行政文書を作成し、又は取得しておらず、保有していない。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2950</p>	<p>イ 当審査会は、以上の説明を踏まえ、次のとおり判断する。</p> <p>(ア) 相談記録の不存在について</p> <p>要綱の内容に沿った説明をする等の一般的な対応をした場合には、相談に係る行政文書を作成することはないとの実施機関の説明並びに本件市有地等に係る相談及び苦情については一般的な対応をしたため、相談記録を作成していないとの実施機関の説明は、首肯できる。また、相談の相手方から相談記録を提供されたこともないとの実施機関の説明は、不自然ではない。</p> <p>(イ) 引継ぎ文書の不存在について</p> <p>担当者の変更に当たっては、必要に応じて担当事務に係る相談の経緯等を引き継ぐべきであると考えられるところ、担当者の変更は路政課の内部での事務分担の変更に伴うものであり、新任の担当者はその場で前任の担当者に個別の相談の経緯等を確認できるため、本件市有地等に係る相談に関しては、口頭で引継ぎをすれば十分だと判断したとの実施機関の説明並びに本件市有地等に係る相談及び苦情については、一般的な対応をしたものであったことから、引継ぎ資料に記載する必要はないと考えたとの実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>(ウ) その他の行政文書について</p> <p>特定法人から提出された事前調査依頼書及び取下書は、收受印を押して管理しており、受付記録は作成していないとの実施機関の説明及び路政課の内部での打合せについて、議事録等の行政文書を作成していないとの実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>(エ) したがって、本件審査請求文書以外に、審査請求人が求める文書を作成又は取得しておらず、保有していないとの実施機関の説明は不自然、不合理なものではない。また、本件審査請求文書のほかに、本件請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
<p>2951</p>	<p><b>《市政ダイレクト広聴に係る事務について》</b></p> <p>市政ダイレクト広聴とは、横浜市に様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等のうち、「庁内で情報共有を図る必要があると判断したもの」や「地域団体から寄せられ、システムで記録すべきと判断したもの」又は「受付からの一連の処理経過を広聴システムで記録すべきと判断したもの」などについて、職員間の情報共有や施策を進めていく上でのツールとして活用するため整備された仕組みである。</p> <p>市民ニーズを敏感に受け止め、課題解決を図っていくべきであるという考えに基づき、横浜市政に対して寄せられる意見等について、横浜市として回答や情報共有を行っている。</p> <p>なお、市政ダイレクト広聴の受付については、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号）第32条の規定により、原則として、当該市民の意見等の内容の所管課が行うこととなっているが、戸塚区では、平成30年11月より所管課のほかに広聴主管課である戸塚区総務部区政推進課（以下「区政推進課」という。）にも合議することとしている。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件保有個人情報は、戸塚区総務部地域振興課が市政ダイレクト広聴2020-900003を同課で受け付けることについて決裁した文書である令和2年度戸地振第373号「広聴案件「市政ダイレクト広聴2020-900003」の処理について」（以下「本件保存文書」という。）を改めて区政推進課に合議した文書である。実施機関は、起案用紙及び本文を本件保有個人情報として特定し、その全部を開示している。</p> <p>審査請求人は、本件保有個人情報には起案用紙及び本文だけではなく、本件保存文書が添付されていることから、本件保存文書も特定し、開示すべきであると主張している。</p> <p><b>《本件保有個人情報の特定の妥当性について》</b></p> <p>ア 審査請求人は、本件保有個人情報として本件保存文書も特定すべきであると主張してい</p>

答申 番号	判断の要旨
2951	<p>るため、その点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 総務局しごと改革室行政・情報マネジメント課（現在の総務局行政イノベーション推進部行政マネジメント課）が起案（供覧）文書の作成をする際の基本原則と注意事項として作成している「起案文書・供覧文書作成のポイント」では、過去の決裁（供覧）文書（以下「保存文書」という。）を資料とする場合は、本文中に文書件名及び文書番号を記載し、文書の写しを添付することとされている。</p> <p>一方で、単に処理内容の参考とするために保存文書を添付する場合は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第2条第2項の文書管理システムの起案文書に保存文書を添付する機能（以下「保存文書利用機能」という。）を使用したり、紙の文書の写しをクリップ留めしたりすることにより閲覧できるようにすることとされており、この場合は本文中に文書件名等を記載しないこととされている。</p> <p>(イ) 保存文書利用機能は、起案の承認者が当該起案に関連する文書を確認する際の利便性を考慮し、関連文書を開くリンクを表示することで文書管理システム内の保管領域を示しているに過ぎず、保存文書利用機能により指し示された保存文書は、決裁又は供覧を受け完了した文書であり、起案文書とは別個の行政文書である。</p> <p>(ウ) 本件保存文書は、単に処理内容の参考とするために本件保有個人情報とは別個の行政文書として保存文書利用機能により添付したものである。したがって、本文中に文書番号を記載しておらず、文書の写しも添付していない。</p> <p>(エ) 市民局市民情報室市民情報課が作成している「情報公開事務マニュアル」では、文書管理システムにおける決裁文書一式を特定した場合、添付されている保存文書は原則として対象行政文書には含めないとされているが、本件保存文書は、これに該当する。</p> <p>(オ) 以上のことから、本件保存文書は、本件保有個人情報とは別に文書管理システムに保存されている行政文書であり、あくまで別個の文書であるため、本件保有個人情報として特定しなかった。</p> <p>イ 当審査会では、以上を踏まえ、本件保有個人情報の特定の妥当性について、次のように判断する。</p> <p>(ア) 当審査会が確認したところ、本件保有個人情報の本文には、「1 趣旨」として「広聴案件「市政ダイレクト広聴2020-900003」の処理について、区政推進課へ合議します。」とのみ記載されていた。</p> <p>また、本件保有個人情報に係る文書管理システムの起案画面では、保存文書利用機能により本件保存文書が添付されていることが確認できた。</p> <p>(イ) 上記(ア)のとおり、本件保有個人情報の本文中には、本件保存文書の文書件名が記載されているが、これは本件保存文書の内容を区政推進課に合議するという本件保有個人情報の趣旨を記載したに過ぎず、また、本文中に本件保存文書の文書番号が記載されていないこと及び文書の写しを添付していないことも踏まえれば、実施機関は単に処理内容の参考とするために本件保存文書を保存文書利用機能により添付したものと認められる。</p> <p>(ウ) また、保存文書利用機能により添付された文書は起案文書とは別個の行政文書であり、文書管理システムにおける決裁文書一式を特定した場合に対象行政文書に含めないとする実施機関の考え方は首肯できるものである。</p> <p>(エ) 本件保有個人情報は、本件保存文書で決裁した内容を他課に合議するという趣旨で起案されたものであるから、本件保存文書で決裁した内容は本件保有個人情報において重要な情報であり、この内容を単に処理内容の参考として添付した起案文書の作成方法には疑問が残るが、以上のことから令和2年8月19日に行った個人情報開示決定において実施機関が本件保存文書を特定しなかったことは是認できる。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

#### （行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報  
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号省略）

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

（第5号及び第6号省略）

#### （開示請求に対する決定等）

第10条 （第1項省略）

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

### 横浜市個人情報保護に関する条例

#### （開示しないことができる保有個人情報）

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

（第2項省略）

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881